

本県消費者教育の推進に向けた施策の展開について

相談・被害 の現状

漸減傾向の中、4年ぶりに相談件数は増加に転じた(H25:11,199件)

アダルト情報サイトや出会い系サイト、オンラインゲーム等デジタルコンテンツに関する相談が最多となっている。(H25:30歳未満の契約当事者に係る相談では全体の33.5%を占める)

劇場型の投資勧誘詐欺(公社債、未公開株、ファンド型投資商品等)、健康食品の送りつけ商法等、高齢者が契約当事者となる相談が多い。(H25:前年度の32.0%から38.8%に増加している)

「振り込み詐欺」(オレオレ詐欺、還付金詐欺等)は平成22年以降、件数は増加しており、昨年の被害額は89百万円を超えている。
(H25:45件、89,162千円)

「振り込み詐欺」は年代別にみて、60歳以上の高齢者が全体の8割近くを占めている。
(45件中60歳以上が35件)

消費生活センター

警察本部

消費者教育をめぐる現状

本県の状況について調査(県民意識調査、小・中・高等学校・大学及び企業の実態調査)

○様々な悪質商法について、少なくとも4割以上の人がある人がその内容を知らない。

○点検商法、当選商法、マルチ商法や催眠(SF)商法において、勧誘等されたことのある人が2割以上いる。

○被害を受けた際の相談先としては、「家族、知人、同僚など身近な人」が半数を占め、県消費生活センターや市町村消費生活相談窓口は1割以下にとどまっている。

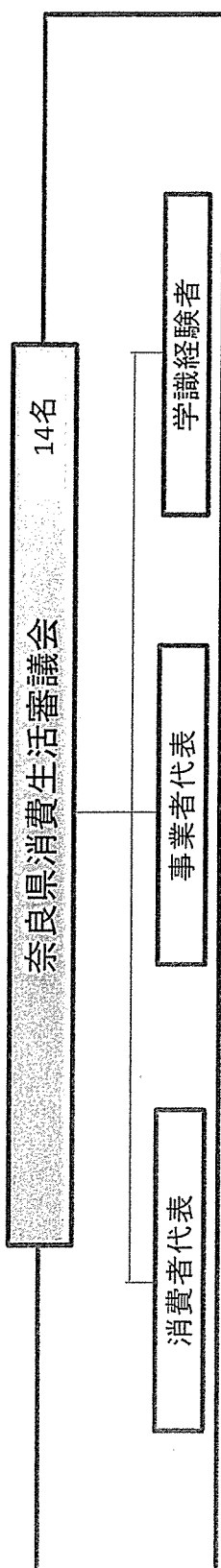
○小・中・高校においては、家庭科、社会(公民)科で消費者教育の授業を行い、そのテーマとしては、「食品や製品の安全と表示」「お金の使い方」「携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル」をあげる学校が多い。

○消費者教育を行う上での課題として、「活用できる教材が少なく」「他に優先課題があり取り組めない」を半数近くの学校があげている。同様に、大学においては約4割が「どのような取組をすればよいか分からない」をあげている。

○企業において従業員に消費者教育を実施している割合は約16%と低く、未実施の理由としては、「研修を運営する体制がとれない」「従業員は既に十分な消費者としての知識を備えていると考える」が3~4割を占めている。

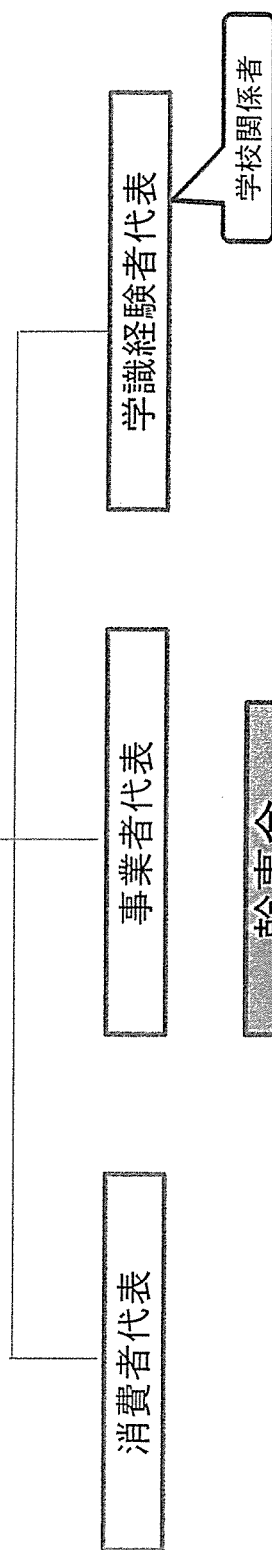
幼児期から高齢期までの生涯を通じて、それぞれの時期に応じ、学校、地域、家庭、職場等において消費者教育を受けられることができるよう、今回の調査結果等を踏まえ、本県の実情に応じた効果的な施策を、優先順位を考えながら、行政、教育関係者等が連携して、推進する。

本県消費者教育推進に向けた体制について(案)



奈良県消費者教育推進部会 (法※20条1項の消費者教育推進地域協議会) 10名

※消費者教育の推進に関する法律



幹事会



県消費者教育推進連絡会議

